

会長あいさつ

新居浜市農業委員会 会長 小野 輝雄



去る六月五日の新居浜市農業委員会総会におきまして、藤田幸正前会長の辞任に伴い、農業委員の皆様を推薦を受けて会長に就任いたしました。新居浜市農業委員三十二名の代表者として、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

一般に農地は、工場の敷地等とは異なり、それ自体が生産力を持つものであり、国民生活における重要な生活基盤であるとともに国民のための限られた資源であり、かつ地域の貴重な資源でもあります。特に、わが国のように国土が狭く、その三分の二は森林が占めるという自然条件の中で、食料の安定供給を図るためには、優良農地を確保し、それを最大限に利用する必要があります。

しかし、全国的には、農地の減少、農業者の高齢化、農業後継者の減少、

耕作放棄地の増加、農業生産物の価格の低迷などにより農業を取り巻く環境は極めて厳しい状況化にあり、この新居浜市においても例外ではなく、抜本的な解決策は見出せない状況にあります。

第二十一期農業委員会では、このような問題を十分に認識しつつ、その解決に向けた取り組みを一步一步実践活動に移し、進めてまいりたいと思っております。具体的には、農地制度の適正な運用、農地パトロールの実施、農業生産基盤の整備促進、新規就農希望者への技術的支援やサポートなど地域農政の推進を実践いたします。

私も農業委員三十二名が新居浜市農業の代表者として、農業関係団体等と一体となり、地域農業の発展とその実現に向けて取組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



農業委員より活動報告



高橋 繁 委員

農業委員になって一年余りが経過しました。現在は農政部会に所属しております。

農業委員会では毎月部会を開催して農地の権利移転、転用等の法令業務と耕作放棄地等の農業問題について審議しております。

就任後すぐに耕作放棄地の現地調査を実施しましたが、その数の多さに驚きました。そして、耕作放棄地は、現在も毎年増え続けております。

これらは、農家の高齢化、後継者不足、非農家による農地の相続等色々な原因が考えられます。この様な中で優良農地の確保、耕作放棄地を解消し、食糧の供給基盤である農地を守り活かす事が農業委員会として最も重要な役割であると思っております。農家の高齢化や農地法の改正による異業種の農業参入等で農業を取



土岐 博章 委員

り巻く状況も変わっていくと思いますが、今後も地域農業の振興及び環境作りに積極的に取組みたいと思っております。

微力ではありますが、先輩委員のご指導を賜りながら一生懸命頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

私は、平成二十三年七月農業委員選挙において当選し、農業委員として一年が経過いたしました。農業委員会には法令により農地部会と農政部会がありますが、私は、農地部会に配属されております。農地部会では毎月開催され、農地法に基づく農地等の権利移動、転用等の許可・同意等の議案の審議を行い適正な農地行政に努めております。また、遊休農地解消対策の一環と

新農業委員紹介

議会推薦

*平成二十四年六月二十一日から、高橋一郎委員が議会推薦の学識経験者として就任しました。



高橋 一郎 農地部会

農協推薦

*平成二十四年六月二十六日から、松木忠夫委員が農協の推薦を受け農業委員に就任しました。



松木 忠夫 農政部会

お疲れさまでした。

藤田 豊 治さん(議会推薦)
小野 輝雄 基さん(農協推薦)

現在の農業委員の任期は、平成二十六年七月十九日までです。残りの任期、総勢三十二名で頑張ります。よろしくお願ひします。

全国農業新聞を購読しましょう!

発行日 毎週金曜日
購読料 月額600円



お申込は農業委員または農業委員会事務局まで!

して景観形成作物(ヒマワリ・菜の花等)の作付けを継続し、遊休農地所有者等への啓発を行い、園児が自然とふれあう場としての活用を図り、農地性の維持と景観保全に努めております。

面してまいります。これらの事態の打開策として、地域農業の更なる取組みに関し、人と農地の問題を解決するため、「人・農地プラン」の検討がされているところです。

農業・農村・農業者を取り巻く情勢は、国際化の進展や従事者の減少、耕作放棄地の増加等多くの課題に直

今後とも新居浜市の農業のさらなる発展と農業委員としての責務を果たすため、一生懸命頑張りますのでよろしくお願ひ致します。

農業委員の紹介!

農業委員は、各地域における農家・農業者の代表です。御相談・御質問は各地域の農業委員までお気軽にご相談ください!

議席	氏名	住所	種別	議席	氏名	住所	種別
1	寺田 福光	大生院	選挙	17	前田 和男	多喜浜	選挙
2	仙波 憲一	船木	学識	18	曾我部英敏	北内町	選挙
3	篠原 修	光明寺	選挙	19	高橋 繁	松神子	選挙
4	小泉 誠一	中村松木	選挙	20	高橋 一郎	萩生	学識
5	藤田 幸正	垣生	選挙	21	永井 幸孝	北新町	選挙
6	星加武比古	中西町	選挙	22	神野 賢二	船木	選挙
7	矢野 和光	船木	農業共済	23	守谷 博明	上原	選挙
8	鴻上 孝志	船木	選挙	24	山下 元	庄内町	選挙
9	秦 昭一	大生院	選挙	25	片上 和彦	久保田町	選挙
10	土岐 博章	萩生	選挙	26	村尾 浩一	新須賀町	学識
11	岡田 充	宇高町	選挙	27	山本健十郎	萩生	学識
12	藤原 雅彦	星越町	学識	28	神野 照一	郷	選挙
13	藤田 幸隆	西喜光地町	選挙	29	澤田 眞生	下泉町	選挙
14	岡部 正明	垣生	選挙	30	松木 忠夫	江口町	農協
15	小野 輝雄	沢津町	選挙	31	合田 有良	萩生	選挙
16	篠原 浩司	船木	選挙	32	神野 幸雄	船木	改良区

(議席順:平成24年11月5日現在)

農地パトロールを実施しました

平成24年7月から9月の間、各地区にて農地パトロールを実施しました。

農地パトロールでは、遊休農地の発生防止・解消対策や農地の無断転用防止を目的として、各地区の農業委員・農業委員会事務局職員・農林水産課職員・農地整備課職員で行いました。



農業委員会では、**農地の適正管理への指導を行っています！**

農地パトロールの実施結果が右の表です。農業委員会では、この増加傾向にある耕作放棄地の所有者等に適正に管理するよう指導を行っております。

周辺の耕作放棄地でお困りの方は、農業委員会までお気軽にご連絡下さい。



農業委員会では、遊休農地化及び耕作放棄地のおそれのある農地については、借り手のあつせん等も行っています。これらのおそれのある土地所有者は、農業委員会までご相談ください。

遊休農地現地調査集計結果

(調査期間：平成24年7月31日～平成24年9月19日)

	支所	遊休農地		全農地に占める遊休農地の割合
		筆数	面積(m ²)	
1	本所	39	25,717	2.95%
2	高津	8	5,707	0.65%
3	垣生	51	33,428	3.96%
4	神郷	66	42,816	3.12%
5	多喜浜	212	172,733	15.33%
6	船木	238	130,807	7.10%
7	角野	16	11,606	1.10%
8	泉川	48	22,497	1.77%
9	中萩	189	134,870	5.01%
10	大生院	67	49,044	3.58%
11	大島	19	12,456	1.71%
12	別子山	138	360,454	44.42%
	合計	1,091	1,002,135	6.75%

農業従事者の高齢化と後継者不足、農産物の価格低迷等の理由で遊休農地が増加しています。

委員報告

先進地視察研修

研修先 島根県飯石郡飯南町

出雲市

平成二十四年四月十八日～十九日の二日間、新居浜市農業委員が、島根県飯石郡飯南町の「島根県中山間地域研究センター」と、島根県出雲市の農業生産法人株式会社桃源が経営する直販所「産直市場ドーム店」を訪れ、視察研修を行いました。

◆島根県中山間地域研究センターでは、イノシシ対策について研修を行いました。施設見学では、展示されている防護柵等を見学しながら、金網とワイヤーメッシュ網とを比較すると、メンテナンスの面でワイヤーメッシュ網の方が使いやすいこと、電気柵を設置する場合は、碍子を外側に向けて下草が電線に触れないよう注意すること等の、実地に即した話を聞くことができました。

また、ここでの研究成果を踏まえたイノシシの生態とその対策についても説明を受け、イノシシの



被害を防ぐためには、捕獲と柵の設置だけでなく、農地とその周辺を適正に管理して、集落とイノシシの生息地を分離することも必要だということも学びました。
◆産直市場ドーム店では、農業生産法人株式会社桃源の創設から産直市場ドーム店開設までの経緯と直販所の経営状況について説明を受けました。
ここでは、形が悪く規格外となる農産物も農家から積極的に持ち込んでもらって販売しています。
また、農家レストランと洋菓子工房を併設して地元出身のパティ

シエ等を採用し、オリジナル商品を開発したり、ネット販売を検討する等、様々な経営努力をしているそうです。
最近では、大手スーパーの進出により経営環境は厳しくなっているようですが、新たな販路を開拓していきたいとの意気込みも聞かせていただきました。

この研修を終えて

～農業委員より～

◆イノシシ対策の前に生態調査を行い、一番適した効果のある対策を考えて実施することが素晴らしいと思えました。

◆イノシシの侵入防止柵について、様々な種類の金属網、電気網及びこれ等の設置方法と留意点、さらに捕獲箱設置のポイント等を試験場で見聞することができ、大いに参考になりました。また、人とイノシシとの生息地分離を真剣に考えなければならぬと痛感しました。

◆農業生産法人自らが生産した農産物(ぶどう、トマト、西条柿、栗)などを自前の直販施設を持って運営・管理しており、過当競争下の現実の中、よく頑張っていると思えました。



◆トマトに糖度表示がしてあるのに感心しました。糖度も十という非常に甘い数値で、桃太郎この糖度のものを作るのは極めて難しいですが、このように糖度を表示することで消費者も手に取ってくれやすくなり、また生産者も手に取ってもらえるよう努力するという関係が生まれていることを実感することができました。

◆規格外の商品にならないようなものも出してもらって販売し、無駄をなくすることを考えているということ、また、障がい者雇用に取り組み、その人たちが農業生産の一部を担っているということが、非常に印象に残りました。

農業者年金に加入しましょう！

～しっかり積み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を～

- ☆あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆年金は家族1人ひとりについて準備することが大切です！
- ☆老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。

① 65歳の農業者の方の平均余命は、男性22年(87歳)、女性27年(92歳)

老後は、お金を心配せずに暮らしたいものです。しかしその間、予測不可能な経済変動や、思わぬケガや病気にも対応しなければなりません。

② こんなにかかる老後生活(現金支出で年額約280万円)

高齢者世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万円です。

③ 国民年金の支給額(年額158万円)

農業者のみなさんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万5千5百円、夫婦あわせて月額約13万1千円です。

このように豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とはいえず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として厚生年金や共済年金(厚生年金のモデルケースでは夫婦二人で年額約280万円、月額約23万円)を受け取っています。

農業者の皆さまも、メリットが沢山ある**農業者年金に加入**して安心で豊かな老後を迎えましょう。



◆ 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算 ◆

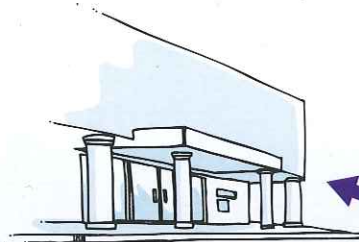
加入年齢	納付期間	運用利回り 1.35% の場合		運用利回り 2.00% の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	66.1万円	57.0万円	75.4万円	65.1万円
30歳	30年	46.5万円	40.1万円	51.6万円	44.5万円
40歳	20年	29.1万円	25.1万円	31.4万円	27.1万円
50歳	10年	13.7万円	11.8万円	14.4万円	12.4万円

*この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが1.35%及び2.00%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。
 運用利回り1.35%は制度発足以降の10年度間の運用利回りの平均です。
 予定利率1.35%は、農林水産省告示(H24.4.1施行)により定められている率です。

農地転用許可制度

農地は無断で転用できません。県知事の許可が必要です。

◆ 農地に店舗を建てたい



◆ 農地に住宅を建てたい



こんなときは 農業委員会へ!

◆ 農地を資材置場にしたい



◆ 農地を駐車場にしたい



!? 農地転用とは

農地転用とは、農地を農地でなくすること、つまり農地に区画形質の変更を加えて住宅用地、道路、山林などの用地に転換することです。

!? 一時的な農地転用は

農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舍、砂利採取場等として利用する場合も転用になり、許可が必要です。

農地の無断転用は法律で罰せられます
 違反者には最高3年以下の懲役
 または300万円以下の罰金に処せられます
 (法人は1億円以下の罰金)

!? 対象になる農地は

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として活用できる状態である限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作のように供されている土地も農地とみなされます。

!? 農地を田・畑に形状変更するには?

耕作目的で農地を田・畑に形状変更する場合、農地転用申請は必要ありません。ただし、この場合は、農地の原形変更に該当し農業委員会に届出書を提出していただく必要があります。この農地の原形変更申請は、対象農地の現況が土質、地形、水利が農作物の育成に適さず、形状変更することがやむを得ない場合が該当します。形状変更を行う場合は、土地改良区等の承諾などが必要となりますので、その場合は、事前に農業委員会まで御相談ください。

- 農地転用等の許可は農業委員会で審議した後、県知事へ進達します。
- 許可が下りるまでには約2カ月必要です。
- 農業委員会は毎月開催しています。
- 申請の締め切りは毎月15日です。

転用の手続き、御相談は農業委員会へ。

TEL 65-1313



人・農地プランの主な内容

1. 新規就農者への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに人を雇いたいと考えている皆さんを支援します。

(例) 青年就農給付金、農の雇用事業

2. 農地集積への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。

(例) 農地集積協力金、規模拡大加算制度

3. 農地法に基づく遊休農地対策について

上記の支援策と併せて、農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施します。



人・農地プランについてよくある質問

Q1.すでに中心となる経営体がある地域でも、話し合いが必要ですか。

→ 5年後、10年後も「人と農地の問題」が生じないと考えられる地域では不要です。ただ、新規就農者を位置付けた「人・農地プラン」を作ることで、青年就農給付金等のメリットを受けられることもあります。

Q2.地域の中に中心となる経営体が見当たらないときはどうしたらいいでしょうか

→ 新たに集落営農を立ち上げるのも一つの方法です。
また、他の地域の農業法人等や新規就農者を「人・農地プラン」に位置づけることもできますので、幅広くご検討下さい。

「人・農地プラン」作成のためのアンケート調査へのご協力について

新居浜市では、「人・農地プラン」作成のため、農家を対象としたアンケート調査を実施いたします。このアンケートは皆様の農業の現状や今後の意向、ご意見等を「人・農地プラン」に反映させるために実施するものであり、大事な調査となります。

アンケート調査票が届きましたら、ご家族でお話し合いの上、必ずご回答下さいますよう、よろしくお願いいたします。



対象者：平成24年度新居浜市農業委員会選挙人名簿登録世帯
送付時期：平成24年12月上旬
回収期間：平成25年1月末までに返信用封筒にてご返送下さい。
問い合わせ先：新居浜市経済部農林水産課 0897-65-1262

人・農地プランについて

～皆さんの地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか～
(人・農地プラン/新規就農/農地集積)

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。
皆さんの地域ではいかがでしょうか？
地域の皆さんで話し合っってプランを作り、実行していくことよつて「人と農地の問題」を解決しましょう。
プランの作成や就農者の増加、農地の集積を応援します。



1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となるべき経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

などを決めていただきます。

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域をエリアすることを基本としますが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加してください。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆人・農地プランに位置づけられると、

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供する方）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

といった支援を受けることができます。

〈市町村による検討会の開催〉

- 市町村は、話し合いを受けて、人・農地プランの原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催します。
- ※検討会のメンバーの概ね3割は女性
- 検討会の審査の結果、適当と判断されたものは、人・農地プランとして正式決定します。

3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

☆最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。必要な部分から始めて、順次拡大していくことで構いません。一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などの機会を見直すことにより、見直せば、2のメリットを受けられることがあります。



選挙人名簿の申請を お忘れなく!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会で審査・判断を行ったものを基にして、選挙管理委員会が作成します。

農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢 20 歳以上の人。
- ③ 10 アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で年間 60 日以上耕作に従事している人。

※ 農地を10アール以上所有していても、実際に耕作していなければ選挙人の資格はありません。
 ※ 年間60日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。(例えば、別居の子どもが農業を手伝っている場合は選挙人の資格がありません。)

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。

また、今まで実績があり、現在名簿に登録されている世帯の人は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらう必要があります。

選挙管理委員会で2月20日までに調製し、2月23日から15日間縦覧に供します。選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3月31日から翌年3月30日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。

一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任(リコール)されたとき、委員が総辞職されたときに行われます。



鳥獣害対策について ～イノシシの特徴とその被害対策～

新居浜市内で発生している農作物への鳥獣害の中でも、最たるものがイノシシによるもので、その総合的な対策を推進することが緊急課題となっています。

農作物の被害防止のためには、イノシシの生息場所であり、被害発生場所でもある集落にお住まいの方々や農林業に携わっている方々の取組みが重要です。しかし、集落は、後継者不足により、人口減少が進み、高齢化しているため、「地域ぐるみでの対策」が必要です。

ここでは、イノシシの特徴およびその被害対策並びに本市での具体的な取組みについてご紹介します。

I. イノシシの特徴

- ★ きわめて警戒心が強く、臆病だが、安全な場所では大胆に行動する。
- ★ 学習能力が高く、光や音、臭いなどによる忌避効果は一時的。
- ★ 嗅覚は犬並み、鼻は70kg程度のものを持ち上げる。
- ★ ジャンプ力は最大120cmに達する。
- ★ 柵等の障害物は飛び越えるより、潜り込むことが多い。



II. 主な対策

農地に侵入させないことが大切で、防止柵(ワイヤーメッシュ柵、電気柵、トタン柵)の設置が効果的です。イノシシの潜り込みを防止するために、次の点に注意してください。

- ① 地際に穴や隙間は作らない
- ② 設置する柵の下部はしっかりと固定する
- ③ 柵は定期的に点検し除草等の管理を行う
- ④ 突破されても諦めず補修・補強を繰り返す

III. イノシシを寄せ付けないために

(i) イノシシが嫌がる環境をつくる

- イノシシの棲み家、隠れ場、餌場、通り道になる耕作放棄地やヤブを刈払う
- 獣道を見つけたら、草刈をしたり、周辺の見回りをするなど、絶えずイノシシが嫌がることを続ける
- 農作物がない時期でも、農地を防護柵で囲っておき、人里がイノシシの生活エリアにならないようにする

(ii) 「無意識の餌付け」をやめる

- 収穫しない野菜を畑に放置しない
- 野菜クズや摘果果実、生ごみなどを農地とその周辺に捨てない
- 収穫しない栗や柿の木を放置せずに伐採やもぎ取りを行う
- 稲刈り後のヒコバエを生やさないよう、耕起しておく
- 周りのみんなで行う

IV. 本市での具体的な取組み

新居浜市では、近年イノシシによる農作物への被害が多発し、農家の耕作意欲の減退や耕作放棄地の増加の原因となっており、早急な対応が必要です。

そこで、愛媛県東予地方局の普及指導員と市行政担当者が連携して、地域の方々が主体となってイノシシ対策の普及や啓発を図る目的で、光明寺地区をモデル集落としてワイヤーメッシュ柵の実証展示圃を設置しました。



上の写真は、設置後のワイヤーメッシュ柵の様子です。鳥獣害の受けにくい集落作りの定着と周辺地域への波及を目指します。(H24.8.22撮影)